
【電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ】ヒアリング資料

電気通信番号の犯罪利用対策に向けた制度見直しの検討について

2024/8/6

電気通信番号の犯罪利用対策に向けた制度見直しの検討についての意見（1/2）

電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ（第4回）においてお示し頂いた「事業者における取組み」の方向性について、当協会の会員事業者からの意見（個社でヒアリングを受ける事業者を除く）は、以下のとおり。

No.	取り組み案	回答
①	電気通信番号使用計画の認定の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方向性に賛同（同意見 4 件） ・ 方向性に賛同も、考慮すべき事項あり（1件） <p>【補足意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相手方事業者の電気通信番号使用計画の認定確認において、具体的な確認方法の定めが無いため、確認方法の一元化に賛成する。 ・ 事業者側の負荷について考慮をいただきたい。
②	提供番号数の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方向性に賛同（同意見 4 件） ・ 方向性に賛同も、考慮すべき事項あり（1件） <p>【補足意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 悪意を持って参入する事業者への対策として、事業実績の確認および実績の少ない事業者への番号提供制限を設けることに賛成する。 ・ 「事業実績」が何を指すのか、明確化が必要であるとともに、事業者間での健全な協業の妨げにならないよう、例えば電気通信番号の指定事業者は当該制限の適用除外とする等、考慮が必要と考えます。

電気通信番号の犯罪利用対策に向けた制度見直しの検討についての意見（2/2）

No.	取り組み案	回答
③	本人確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義務づけしない方向性に賛同（同意見 5 件） <p>【補足意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 『①電気通信番号使用計画の認定の確認』により、本人確認を行っていると考えられる。 ・ 『①電気通信番号使用計画の認定の確認』と重複感がある ・ 『①電気通信番号使用計画の認定の確認』で足りる
④	当人確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義務づけについては状況を見る（義務づけしない）との方向性に賛同（同意見 5 件） <p>【補足意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 『①電気通信番号使用計画の認定の確認』の確実な実施を優先し、当人確認の義務づけをしないことに賛成する。 ・ 『①電気通信番号使用計画の認定の確認』と重複感がある
⑤	与信審査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義務づけしない方向性に賛同（同意見 5 件） <p>【補足意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務状況等の確認は有効な手段ではあるが、与信審査が新規事業者の参入障壁となるおそれがあり、また差別的な取扱いになりかねないため、『①電気通信番号使用計画の認定の確認』により、与信審査の義務づけをしないことに賛成する。
⑥	二次卸の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義務づけの見送りに賛同（同意見 5 件） <p>【補足意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二次卸を含む卸提供は既に多く実施されており、事業者に対する過度な規制に繋がるため、二次卸の禁止を義務づけないことに賛成する。

TCA

一般社団法人 電気通信事業者協会
Telecommunications Carriers Association